

問い合わせ先
内閣府国民生活局消費者企画課
丸山、松下
03-3581-9095

国民生活審議会第9回消費者政策部会議事要旨

1. 日 時 平成17年6月30日(木) 10:00~11:50
2. 場 所 中央合同庁舎第4号館11F 共用第1特別会議室
3. 出席者
(審議会)
落合部会長、石戸谷委員、大河内委員、大村(敦)委員、大村(多)委員、品川委員、高橋(伸)委員、高橋(宏)委員、津武委員、長田委員、糠谷委員、古川委員、松本委員、三木委員、御船委員、山本委員、渡邊委員
(事務局)
田口国民生活局長、山田審議官、中村審議官、後藤総務課長、服部消費者企画課長、勝見消費者調整課長、鈴木企画官 ほか

4. 概要

(1) 消費者団体訴訟制度検討委員会報告について

- 冒頭、消費者団体訴訟制度検討委員会委員長より、資料1「消費者団体訴訟制度の在り方について」の説明があった後、大要以下の議論が行われた。

- ・ P24「②管轄裁判所の決定」について、現代のように生産と消費を結ぶ範囲が拡大している経済社会では、報告書のような管轄では、地方の人がハンディを負うことになるのではないかと。P24②の最終行の「など」は、何を想定しているのか教えてほしい。

P25「(5) 不適切な訴えの提起に対する措置」について、事業者は不当な目的で訴えを起こされてはたまらないだろうが、その「不当な目的」であるかどうかを誰がどのように判断するのか。内容によっては非常に危険なものになるのではないかと。つまり、法を取り巻く環境は日々変わるのであり、一回、不当な目的と判断された事例でも、時を経れば、その後の事情の変化で、「なるほど」となるものもあるだろう。わざわざこのような形で文章にする必要があるのかどうか疑問に思う。この点について、検討委員会で議論をしたのかどうか伺いたい。

個人的には、金銭請求の問題が一番関心があるが、はるか昔に資料から消えて、今回の最終報告でもあまり触れられていない。今後、この問題について検討するかどうかということについて、検討委員会で議論されたのか、それともそのような議論はなかったのか、伺いたい。

- ご指摘の点に関しては、検討委員会では大変な議論があり、なかなかまとまらない点

もあったが、なんとかこのような形でとりまとめができた次第である。

報告書のとりまとめの基本的な考え方として、様々な論点について、部分的には相当の意見があったが、来年の通常国会に法案を提出し、迅速・円滑に制度を実現するという見据えて、概ねコンセンサスが得られた範囲でできる限り方向性を示すという方針で報告書を編集した。

P 2 4 「②管轄裁判所の決定」について、管轄の問題は、当事者が訴訟に要する労力、費用に重大な影響を及ぼす問題であり、とりわけインテンシブな議論があった。消費者団体訴訟制度は、差止請求の実体権を、適格消費者団体に政策的に付与するというものであり、日本では従来なかった新しい制度である。

この制度を導入するにあたって、どのような管轄にすべきか、多様な意見が出された。主として、被告の普通裁判籍の所在地とすべきであるという意見と、被告の普通裁判籍の所在地に加えて不法行為地も管轄に含めるべきとの意見が出された。双方の主張は、対立・拮抗し、数度の議論を試みたが、歩み寄りや幅広いコンセンサスは得られなかった。

最終報告書では、被告の普通裁判籍の所在地を基本とすることが適切であり、合意管轄など一定の例外を認める必要があると記述している。したがって、「など」には様々な議論が含まれている。これらの議論を逐一示すとなると、他の論点でも同様に書かなくてはならなくなるが、それらを全部示すことは報告書としては適切でないとの観点から、「など」という記述にした。「など」の部分は、ある意味、空欄であり、現時点ではコンセンサスを得られていないということを示している。

P 2 5 「(5) 不適切な訴えの提起に対する措置」について、「不当な目的」の訴訟であるかどうかは裁判所が判断することになる。「不当な目的」の基準等を含め、この制度をどのように厳密に法案化していくかは、法制面からの検討でなされるべきであり、検討委員会では微細な文言を詰めることはできない。そこで、このように考え方の方向性を記述したものである。

金銭請求の問題について、今回は対象としないということで決着済みとして、差止請求に絞って制度の検討に集中したところである。昨年末の「消費者団体訴訟制度の骨格」に至るまでの検討委員会の審議でも、損害賠償請求の取扱いについて、積極論・消極論の双方があったが、コンセンサスはなかった。差止請求とは制度の内容が異なる金銭請求に関して、ほとんど立ち入った検討ができなかったということから、全体的にコンセンサスが得られなかった部分についての記述と同じような形で記述をしている。

P 2 4 「②管轄裁判所の決定」について、せっかく制度を導入しても使いづらいものではその意味も損なわれるし、本来の制度の役割を果たすことができなくなる。そこで管轄は重要な論点となる。

検討委員会でも、被告の普通裁判籍の所在地にすべきという意見と、それに加えて不

法行為地も管轄とすべきという意見が拮抗していたと承知している。その他に、営業所所在地を管轄として認めるといった意見も数名から出されており、全体としては、不法行為地、営業所所在地の意見を合わせれば、その方がむしろ多数ではないかと思う。少なくとも、営業所管轄・行為地管轄を含めるべきとの意見があるということで、「検討を要する」旨の記述に修正すべきである。

管轄を被告の普通裁判籍の所在地に絞ることについて、3点、観点が述べられているが、そのうち、「当該訴えが個別具体的な被害者の救済を求めるものではないこと」、「制度の円滑な運営を図る必要があること」という理由は、そこから管轄を被告の普通裁判籍の所在地に限定するという結論に、直ちに論理的に結びつくものではなく、これらの観点自体はニュートラルなものであると思う。

普通裁判籍に限定する実質的な理由としては、「同時複数提訴による弊害に対処する必要があること」のみなのだろうが、そのような弊害には、不適切な訴えの提起に対する措置等を講じることとしており、この弊害に対処するだけの理由で管轄を普通裁判籍の所在地に限定するのはおかしい。現行制度においても、同時複数提訴された場合には、一括審理が適当であれば移送・併合の措置が取られている。消費者団体訴訟制度において、裁判官が必要だと思えば、移送・併合を行うのだから、同時複数提訴の弊害に対処するという目的のために管轄を限定するというのは理由にならない。もっとも、審級が違えば移送・併合の措置は取れないが、それは管轄を被告の普通裁判籍の所在地にしても同じことであり、それも普通裁判籍に限定すべき理由とはならない。

もともと、民事訴訟法5条9号で不法行為地の特別裁判籍を認めている趣旨は、証拠調べ等の審理上の都合から設けられたものである。本制度において、例えば不当勧誘行為のように、勧誘する側もされる側も同じ地域にいるのにも関わらず、人証をわざわざその地域とは別の事業者の本店所在地に移動させて裁判を起こさなければならないというのは理解できない。

検討委員会では、営業所所在地を管轄に含めるべきとの意見も複数あった。実体ある営業所ならいいが、名目上の営業所もあるので困るとの反論がなされていたが、誤解があるのではないか。つまり、そもそも民事訴訟法5条5号の営業所所在地は、事務を統括している営業所を想定しており、名目上の、あるいは形骸化している営業所・出張所はここでいう営業所所在地に該当しないという整理がされているはずである。営業所所在地を管轄に含めることに対する反対意見になっていない。

個人的には、行為地管轄とすべきだとは思うが、検討委員会では、被告の普通裁判籍の所在地を管轄とすべきという意見と、行為地も管轄に含めるべきとの意見が拮抗していて、その後、営業所所在地管轄が有力に主張されたという経緯を踏まえると、報告書のまとめ方としては、多様な意見が出され拮抗していたことがわかるような記述に修正すべきである。

- ・ P 2 4 「②管轄裁判所の決定」について、P 5 7 「資料 1 5」に記載されている不当勧誘行為の例のうち、具体的に①の中古住宅販売等について考えてみると、全国一斉に同じ物件について同じような不当勧誘をしているとは考えられず、ある地域の人を対象にエリア営業所ごとに販売活動を行うのが通常と考えられる。

個別の被害救済とは違って、本制度では集団としての消費者に影響のあるような勧誘行為を差止めるという特性を持つ。しかし、その勧誘が特定地域で行われているものであるのに当該地域と全く無関係である本社所在地で裁判を起こすという合理性は、あまりないのではないか。営業所単位、支店単位で集団的な意味で不当勧誘行為が認められるケースであれば、営業所が一つの事業所の単位として考えられる。営業所レベルで管轄を考える必要があるのではないか。報告書の修正が難しいということであれば、報告書 2 4 ページ②の「など」を柔軟に考えて、法制化作業では考慮して頂きたい。

次に、差止判決が確定しても事業者がそれに従わない場合の執行方法について指摘したい。そのような場合には間接強制を用いるしかないと思う。すると、原告に対して被告が強制金を支払うことになろう。報告書の中では、金銭賠償については否定的なニュアンスを出しているが、一方、間接強制として適格消費者団体に金銭が入ることは、何のチェックもしないのか。それとも、間接強制金として適格消費者団体に入る金銭については、ある程度、使い道を制限する等考えるのか、検討委員会での議論を伺いたい。

- まず、検討委員会においては、消費者団体訴訟制度ができたものとして現行の民事訴訟法を当てはめて解釈を考えるとといった議論というよりも、むしろ、制度ができていない中で、重要な課題について、色々なバックグラウンドを持つ委員の間でどの範囲でならコンセンサスを得られるかというポリシーメイキングの議論をしてきたところである。

報告書 2 4 ページにある、被告の普通裁判籍の所在地を基本とすることの理由については、これらの理由の一つ一つが独立して論理必然的に結論を導くというわけではないということ、まず申し上げておきたい。

一つ目の「当該訴えが個別具体的な被害者を救済するものではないこと」という理由は、不正競争防止法のように個別の被害者が差止めを求めるのと異なり、本制度では個々の消費者が不当行為に対する差止請求権を有していないことが制度の前提となっている。本制度は、適格消費者団体が、日本全国に渡って事業者の不当行為の差止めを求める制度であるが故に別途の検討が必要であるという趣旨だと理解している。

次に、「同時複数提訴による弊害に対処する必要があること」という理由について、これにより完全に同時複数提訴の弊害が防げるわけではなく、被告の普通裁判籍の所在地を管轄にした方が、程度問題として、弊害があまり先鋭化しないであろうという趣旨で書かれている。

これらを総合的に判断し、検討委員会のほとんどの委員は、被告の普通裁判籍の所在

地が管轄権を持つのは当然であるとの意見であったため、そのことを中心に記述したものである。

検討委員会の最終段階で、営業所所在地を管轄として認めてもよいのではないかと、という意見が出たが、営業所の概念も含めて報告書に記述するような形でコンセンサスが得られたとは判断できなかったため、現在の報告書の書き振りとした。

報告書24ページ②の「など」を柔軟に考えて具体的な法制化作業を行ってほしいとのご指摘について。本日、消費者政策部会でこの報告書が承認されれば、その後、パブリックコメント等を含めて様々な幅広い調整を経て法案が作成されていくことになり、この調整過程で「など」についてどのようなコンセンサスが得られるかということだと思ふ。

差止判決の強制執行を間接強制で行った場合の取扱いについて、検討委員会では特に論点としなかった。適格消費者団体が強制執行手続を経て得る金銭についてまで、ギリギリとどのように制度を作るかということは、今後法制化する上での問題であろう。

- ・ 検討委員会を可能な限り傍聴してきたが、P24「②管轄裁判所の決定」については、管轄を被告の普通裁判籍以外にも認めるべきとの意見が多くあったことは事実と認識しており、「など」という記載にそれをこめるとということが本日の審議で確認されたことに意味はあると思うが、もし可能であれば報告書にもう少し書き込んで頂きたい。この後の法制化や国会審議の場など、国民生活審議会での議論経過を説明する際に、報告書は大きな意味を持つものであり、修文を検討頂きたい。

P9「③いわゆる『推奨行為』について」だが、「慎重に検討する」との記述がされており、「検討しない」とのニュアンスが伝わる。推奨行為を対象にすべきとの意見も検討委員会で多く出されており、「検討はするんだ」という趣旨をきちんと報告書に書くべきである。

少額多数被害の未然防止・拡大防止が消費者団体訴訟制度の大きな目的であり、濫訴・濫用を懸念するあまり、コンセンサスを小さくまとめてしまうと、制度そのものが国民にとっての希望の星としては見えなくなる。今後法案化するにあたり、パブリックコメント等に付されることとなるが、国民にとって、より、わかりやすい制度でなければ多くの意見を頂けないこととなってしまふ。広報等により、広く国民の理解を得て、役立つ制度として法律にしてほしいと強く希望する。

- ・ P24「②管轄裁判所の決定」について、不当契約条項が差止めの対象となっている場合と不当勧誘行為が対象となっている場合では、対象行為の定型性、地域的範囲にかなりばらつきがあるはずと考える。今回の制度では、個別性の高いこともあり得る不当勧誘行為も対象に含めるということで、個人的にもそれで結構であるとは思ふが、限定した地域で行われている勧誘行為について、訴訟を起こす消費者団体側から見ればで

きるだけ行為地に近い所で訴訟を起こせることが重要ということだろう。

同時に、限定した地域で行われている不当行為について、限定された地域で行われているので当該地域で訴訟を起こせばいいではないか、という考え方をしていくと、全国的に被害が拡がることについての防御が手薄になる可能性がある。ここで訴訟を起こせばいい、この営業所で行われていることについてだけ差止めをすればよいというようなことも出てくるのではないか。勧誘行為については、差止めの対象が何であるのか、判決を下す際に裁判官も悩むところだとは思いますが、あまり地域的な範囲が限定されるような判決が出ないようバランスを取りながら、技術的な調整が必要ではないかと思う。

消費者団体訴訟制度は、法律家でない人も携わる制度であり、制度の説明にあたって、国民にとってわかりやすく説明するということが非常に重要である。

今回の制度は、一定の消費者団体に差止請求権を付与するものであり、判決の既判力は民事訴訟法の原則に従うという大前提のもと、差止判決が出て問題が解決する制度であるということでコンセンサスが得られていると認識している。団体訴訟では、その先の判決効の拡張の問題がしばしば議論されるが、この点に関しては、別訴における援用という形で問題を切り離して議論したという理解でよいか。

この制度ができることによって、何ができるようになって、何ができないのか、あるいは何が可能性として残されているのかをわかりやすくして頂きたい。報告書は、法律家が読めばどんな制度であるか理解できるであろうが、一般の人にはわかりづらい内容であり、書きぶりを工夫するなど配慮して頂きたい。

P 1 1 「②団体の目的」について、ある団体の定款等に、消費者全体の利益擁護だけが掲げられている必要があるということか。消費者の利益擁護という目的と、それ以外の目的の双方が掲げられている場合はどうなるのか。消費者全体の利益擁護以外の活動を掲げていても、それらが狭い分野での活動であれば例外として取り扱おうと、つまり、これらは原則と例外という関係なのか。個人的には、消費者全体の利益擁護が団体の目的の中に掲げられていて、その目的にあった活動実績があれば除外する必要はないのではないかと思う。

→ P 2 4 「②管轄裁判所の決定」について、今後の法制化作業、ないし、その先の訴訟上の運用に対する意見を頂いたと認識している。不当勧誘行為が地域で限定されて行われている場合でも、他の地域へ拡がる「おそれ」はあり、「おそれ」の蓋然性が高い場合は差止めが認められるため、そのさじ加減をどのようにするかは運用上非常に重要な問題である。また、不当勧誘行為のみならず、不当契約条項にも地域限定約款が存在するため、同様の問題がある。

判決効の拡張についてだが、消費者団体訴訟制度は、適格消費者団体に差止請求権という実体権を付与するものであり、適格消費者団体と被告事業者との間に既判力が生じる。差止判決が遵守されれば事実上消費者に影響が及ぶのであり、消費者には既判力が直接

及ぶわけではない。さらに、消費者が後の個別訴訟、あるいは既に締結された契約の効力や契約履行後の不当利得の返還訴訟において、判決理由中の無効判断等を片面的に援用する、いわゆる「援用制度」についての検討結果は、報告書に記述しているとおりである。

P 1 1 「②団体の目的」について、消費者全体の利益擁護を定款等に掲げていることが必要であるが、付随的に一定の事業を行うことについては、全体のバランスを考慮して、P 1 1 の注 8 や P 1 3 の注 1 0 にあるように、「消費者全体の利益擁護」という目的に支障のない限りにおいて実施できると整理している。なお、1 2 ページにあるような特定分野に限って活動している法人については、その分野において消費者の集合的な利益擁護を目的としているのであれば、当該要件を満たしていると判断できるのであり、P 1 1 の原則に対する例外という取り扱いではない。

- ・ 差止判決の執行については、検討委員会で何ら考えなかったわけではなく、初期の段階で各委員の問題意識にのぼっていたところである。特に、法律家委員の間では、強制執行の手法として間接強制を用いた場合、間接強制金は差止請求権を持つ適格消費者団体が受け取るということによいのではないかというのがコンセンサスだと認識している。個別の議論がないものについては、この報告書にあるように「原則として民事訴訟法の規定に従う」ということではないか。
- ・ P 1 1 「②団体の目的」について、非営利の活動を様々行っていて、「消費者全体の利益擁護」もその一つとして行っているという場合も許容されるべきであり、他の目的が掲げてあっても構わないという趣旨を盛り込んで頂きたい。
- ・ N P O 法制定時は、「消費者利益の擁護」が N P O 法人の活動項目として掲げられなかった。そこで、N P O 法人になろうという消費者団体は、男女共同参画や社会教育、環境等、消費者問題の周辺分野の目的を定款に掲げて申請し、認証を受けていた。その後、N P O 法が改正されて「消費者の利益擁護」という項目が加えられたものの、今もそれ以外の目的を掲げている消費者団体は多くあるはずだ。

消費者利益の擁護がきちんと掲げられていれば、その他の目的が掲げられていてもおかしくはなく、消費者全体の利益擁護に資するかどうかは、体制・仕組み・活動実績等の実質的な面で判断すればよい。団体の目的としては、消費者利益の擁護という文言が入っているかどうかということによいと思う。
- ・ P 2 0 「(1) 基本的考え方」について、「原則として民事訴訟法の規定に従う」という考え方に全面的に賛成である。さらに言えば、「民事訴訟法の規定」ではなく、現在日本で行われている民事訴訟の運用・理論を含めて吸収できるものは吸収すべきであ

る。消費者団体訴訟制度において、民事訴訟手続の特則をつくることには賛成できない。

こうした観点から言えば、報告書全体としては結構だと思う。しかし、既判力の範囲については所要の措置を講じようとしているのに対し、判決の援用制度は設けないというのは、バランスを欠いているのではないかと感じる。

P 2 5 「(5) 不適切な訴えの提起に対する措置」について、不適切な訴えへの対応は、民事訴訟の一般理論で相当程度吸収できるのではないか。適格消費者団体がどのぐらいできるかにもよるが、こうした措置を講じると副作用が生じるのではないかとこの危惧を持つ。

P 2 4 「②管轄裁判所の決定」について、不当な勧誘行為が差止対象となっているのだから、民事訴訟の一般理論から言っても行為地ぐらい含めるのが自然ではないか。事前交渉との関係で議論されている民事保全との関係を考えれば、民事保全は原則として本案の裁判所が管轄を持つことから、本案裁判所の中に入れておく方が民事保全との関係でもすっきりとするのではないか。

- ・ 検討委員会最終報告を取りまとめるにあたり、検討委員会の最後の段階になってコンセンサス方式を取ると言われ、大変驚いた。検討委員会の委員の一人として、報告書の取りまとめ方には異論がある。役所言葉の多用で、国民はこれを理解できないと思う。例えば、「など」が多用されていたり、「慎重に検討する」という国民には理解できない表現が使われている。また、多様な意見があっても、コンセンサスが得られていないものは記載されておらず、どんな議論があったのか分からなくなってしまっている。この点については議事録が残っているからよいのではないかと反論されたが、15 回分の検討委員会の議事録をトレースするのは大変な作業である。多様な意見があったことが記載されるような形での修文を、本日進めて頂けたらありがたいと思う。報告書のまとめ方についてコンセンサスがあったとは言い難い状況であるが、こうしたまとめ方は国民生活審議会の良き伝統であるとの説明を受けた。私は様々な省庁の審議会に関わってきたが、他省庁では審議会・委員会等の改革が進み、より民主的なものになっている。伝統などにこだわるのではなく、国民の使う訴訟制度をわかりやすいものにして世の中に出していくことが必要なのではないか。

- ・ 消費者団体訴訟制度は画期的な新しい制度であり、いろいろな意味で、事業者も国民も安心できる制度にならなければならない。また、制度が円滑に運用されるというのは、適格消費者団体が一方的に利用しやすい制度を作るという意味ではないと考えている。

本制度の検討では、随分早い時期から政策判断がなされた。ヨーロッパ各国では、基本的にそれぞれ大きな団体が訴訟を起こすという形で運用されているようであるが、そのような制度であれば、紛争の蒸し返し等の懸念もない。今回の検討委員会での検討では、それとは逆に、事実上 1 つの適格団体に限定するとか、ネットワークで一つの意思

決定にするとか、そういう仕組みにするわけではないと判断された。つまり、相当複数のいろいろな種類の適格消費者団体が出現し得る制度とするといった考え方を前提として、様々な制度設計について議論が展開された。

制度の濫用防止等についてもこうした前提を踏まえ、いろいろな多様な意見が交わされ、その結果、収斂したものがこの報告書になっていると理解している。私が委員会で示した意見もそのまま採用されたわけではないし、部分的には不満があるが、制度を立ち上げるにあたり、多様な意見があった中でも収斂したところを報告書としてまとめ、来年の法案成立につなげようということだと理解しており、賛成である。

- ・ 当部会として、検討委員会の報告書をどのように取り扱うかについては、当部会で改めて個別の論点に関し、議論をして修文するというのは適当でないと思う。

その理由は、消費者団体訴訟制度の検討は、当部会で行うというよりも委員会を設けて、専門家や制度の関係者等が自由な形で詳細な議論をしてきたもの。検討委員会では、個別的な論点に関し、徹底的な議論をした上で、多様な意見が出された中、最大公約数的に意見がまとまった所とそうでない所を明らかにしたということ。部会としては委員会を設置し、議論をお願いすることを決定したという意味では、個別具体的な論点を含めての検討は委員会に委ねたという経緯がある。

また、部会の意見を検討委員会の意見に反映させる機会もなく、最終段階になって検討委員会の意見を了承してほしいということでは、授権者として問題であろう。しかし、私の認識では、部会として委員会に丸投げしていたのではなく、節目節目で委員会からの報告を受けて当部会で議論し、また、それら部会の意見を踏まえた検討が検討委員会で行なわれたと思っている。

以上の理由により、さらにここで修文についての議論をし、あるいは多数決を取るといったことは好ましくないと思っている。報告書そのものについては当部会として尊重し、了承するということがかかっている。各論点について議論はこれで終わりというわけではなく、今後、法案作成の過程の中で、さらに議論が進められると思われ、それぞれの立場において意見を述べる等、積極的な関与が可能であると考えられる。これらのことから、現在の報告書を部会として了承することにしたいが、いかがか。

(賛成との声)

では、そのようにさせていただくこととし、本報告書を部会として了承する。

(2) 消費者基本計画の検証・評価・監視の方向性について

○ 事務局より、資料2「消費者基本計画の検証・評価・監視の方向性について—討議用資料—」に基づき説明があった後、次のような議論がなされた。

- ・ 基本計画の検証・評価・監視については、国生審としても、重要な役割を果たしていくべきである。基本的に、各省庁が自己評価等を行い提出してきたものを国生審としてどう評価するかが大切であり、そのためには、年度ごとに1度だけではなく、年度の途中にも施策の進捗状況の報告がほしい。また、実施された施策が効果的なものであったかどうかを評価するために、各省庁から多くの情報を寄せてもらう必要がある。さらに、検証・評価・監視について、できるだけ幅広く国民の意見を聴取すべきである。
- ・ 検証・評価・監視にあたっては、国生審だけでなく、消費者をどう関与させていくかを検討することが重要であるので、できるだけ手厚い消費者参加型の仕組みを織り込んでいただきたい。例えば、各地で意見交換会や意見聴取の機会を設け、どういった意見があったのかということと、各省庁の施策の進捗状況を国生審に報告していただき、論議することが大切である。
- ・ 評価にあたって、どういった指標を設けるか検討することが必要であり、国生審としても、評価のための基準の案を提示することが大切。例えば、消費者教育については、施策効果を判断するのが難しい。また、中間的な施策の進捗状況が提示されるべきというご意見があったが、非常に厳しいのではないかと。むしろ、基本計画に盛り込まれている施策を進める際に生じた問題点について、事務局や各省庁から提示してもらい、国生審で議論することが有効なのではないか。
- ・ 検証作業については、客観的事実を明確にするといっても簡単なことではない。また、複数の省庁が関わる話であるため、一体性についてどのように評価するのが難しい課題となってくる。外部からの検証可能性を高め、国民的な議論を巻き起こすという視点が大切であり、そのためには公開された場で各省庁からのヒアリングを行うべき。また、専門家の知見も活用すべき。さらに、6月に総務省行政評価局において、「政策評価制度に関する見直しの方向性」を発表しており、その中に「総務省による各府省の取組みへの支援」が盛り込まれている。これは各府省の要望を踏まえつつ、総務省が各府省と共同で調査研究等を実施し、その結果を各府省に提供するというものである。一体性の観点から見て、総務省の協力を得ながらこういった調査研究を行っていくのも1つの手法である。

本来、基本計画は地方自治体との連携がうまくなされなければ実効性が上がらないものと考えている。そういった観点からも、総務省との連携は必要。また、消費者基本計画は国の計画であるが、地方自治体においても、同様の計画を策定するよう促すような流れを作ることが重要。

- ・ 基本計画を実施するためには、内閣府がリーダーシップを発揮することが大切である。そのため、事務局だけで検証・評価・監視についてまとめるのではなく、国生審において、進捗状況について各省庁からヒアリングを行い、意見を述べる機会があるとよい。その他にも、消費者から幅広く意見を聞く機会を設けてほしい。
- ・ すでに基本計画に盛り込まれている施策だけでなく、緊急に対応すべき施策についても国生審で意見を述べるようにしていただきたい。また、消費者政策会議が基本計画の案の作成や検証・評価・監視など、基本計画に関する全ての役割を担っているが、国生審の意見を聴くとの規定等も踏まえ、国生審としても、しっかりと意見をまとめることができるような、そういった運営をしていただきたい。
- ・ 評価基準については大きな課題である。例えば、法律の作成、増員などといった施策は、実現したかどうかということなので評価にあたっては判断しやすいが、消費者教育や啓発については、講座の開催件数などが評価の適切なインジケーターになるとは限らない。そのため、適切な評価の方法を国生審の中で開発する必要があるのではないかと。

○ これらの議論を踏まえ、事務局において、消費者基本計画の検証・評価・監視の枠組みについて検討することとされた。

○ 田口局長挨拶

平成15年7月に今次の国民生活審議会がスタートして以来、消費者基本法、公益通報者保護法、消費者基本計画、さらには消費者団体訴訟制度の検討など、大変広範な問題について熱心にご審議いただき、心より御礼申し上げます。

消費者団体訴訟制度については、本日ご了承いただいた報告をもとに、法制化作業を進め、平成18年通常国会への法案提出を目指して、全力で取り組んでまいります。

また、本日ご意見をいただいた、消費者基本計画の検証・評価・監視については、次期国民生活審議会の重要な検討課題になると考えている。

今後とも消費者政策全般に関し、幅広くご支援を賜るよう、お願い申し上げます。

以上

※速報につき、事後修正の可能性あり。